

令和7年第3回四万十町議会臨時会

議案説明資料

令和7年8月6日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 5 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
議案第 6 6 号	東又小学校 E V 棟建築主体工事請負契約の締結について	5
議案第 6 7 号	損害賠償の額を定めることについて	7
議案第 6 8 号	令和 7 年度四万十町一般会計補正予算（第 2 号）	別冊

■報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道で発生した自動車損傷事故について、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に基づく賠償額を決定し、地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項（平成 18 年四万十町議会告示第 4 号）第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 7 月 16 日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。

【事故の内容】

発 生 場 所	町道黒石土居線
概 要	令和 7 年 6 月 26 日午後 3 時 10 分頃、町道黒石土居線にある側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、通行していた車両下部の機器が損傷したもの。
専決処分日	令和 7 年 7 月 16 日
損害賠償額	132,539 円（町の過失割合 10 割） 内訳 車両回送費 33,495 円、車両修繕費 99,044 円
相 手 方	四万十町窪川 720 番 1 号 ヤマト運輸株式会社 高知主管支店 高知窪川営業所 所長 片倉 久代

〔位置図〕



〔事故発生現場〕



全景（応急対策後の状況）



事故直後の状況

〔事故状況〕



グレーチング蓋が跳ね上がり、車両下部へ食い込んでいた。

〔損傷部位〕



燃料フィルタが損傷し、燃料が供給されなくなり、走行不能となった。



スペアタイヤ取付金具が著しく変形。



スペアタイヤが押し出されサスに接触。

〔事故原因〕



側溝の受台部が摩耗し、グレーチング蓋の端を踏むと跳ね上がりやすい状態だった。

〔応急対策〕



グレーチング蓋をステンレス線で連結。



鉄板を溶接し受台に載るよう加工した。

【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 （略）

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの

3～6 （略）

■議案第66号 東又小学校EV棟建築主体工事請負契約の締結について

【要旨】

東又小学校は、建築後約40年が経過したことから、令和6年度より2か年計画で大規模改修工事を実施しております。今年度、エレベーター設置工事等を実施する事で、予定していた大規模改修工事が完了する事となり、安全・安心な学校環境の充実が図られます。

本議案は、一般競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【工事請負契約締結内容】

工 事 名	令和7年度 東又小学校大規模改修工事（EV棟）【建築主体】
工 事 場 所	四万十町 黒石 地内
契 約 の 金 額	61,380,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,580,000 円）
契約の相手方	四万十町平串584番地 有限会社 三浦建設 代表取締役 三浦 新平
工 期	議決日の翌日から令和8年3月2日まで
工 種	建築一式工事
事 業 量	RC造 3階建 延床面積 1,655.25 m ² エレベーター工事 一式（11人乗り、停止箇所3か所） など

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により
議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は
製造の請負とする。

入 札 記 録			
工 事 名	令和 7 年度 東又小学校大規模改修工事（E V 棟）【建築主体】		
工 事 番 号			
入 札 区 分	一般競争入札（地域密着型）		
入 札 日 時	令和 7 年 7 月 3 1 日 午前 9 時 3 0 分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎 3 階 会議室 3 A		
予 定 価 格 ①	66, 803, 000 円	最低制限価格	61, 303, 000 円
落札決定金額 ②	61, 380, 000 円	落札率	②／①＝ 91. 88%
契 約 金 額	61, 380, 000 円	内取引に係る消費税 及び地方消費税額	5, 580, 000 円
請 負 者 名	高知県高岡郡四万十町平串 5 8 4 有限会社 三浦建設		
業 者 名	第 1 回	備 考	
(有)三浦建設	61, 380, 000 円	(落)	
(株)田邊建設	失格	(入札心得第 1 1 条第 1 項第 8 号に該当のため)	
(株)井原組	62, 700, 000 円		
(有)牧野建築	辞退		
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第67号 損害賠償の額を定めることについて

【要旨】

公用車の交通事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

【内容】

発 生 場 所	四万十町新開町2番8号先路上（三叉路交差点）
概 要	令和7年6月18日午後8時5分頃、新開町三叉路交差点を西から右折しようとしたところ、直進してきた対向車両と接触し、車両を損傷させたもの。
損 害 賠 償 額	503,500 円 内訳（車両時価 530,000 円のうち、町の過失割合 9.5 割）
相 手 方	四万十町 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX

○事故の詳細

〔位置図〕



〔被害車両：全損〕



〔事故当時の状況〕



令和 7 年 6 月 18 日午後 8 時 5 分頃、公用車を運転する四万十町職員が、十和地域での業務を終えて本庁までの帰路の途中、新開町三叉路交差点にて右折しようとして一時停止したところ、前方の対向車が 1 台通過した後にそのすぐ後ろを走行していた対向車に気が付かず右折して交差点に進入し、対向の直進車と衝突した。

相手車両には運転手と助手席に同乗者が、公用車には運転する職員のみが乗車しており、3 名とも事故直後に病院に救急搬送されたが、診察を受けた後すぐに帰宅した。また、事故車両については双方とも自走不可能であり、当日中にレッカー移動されている。

事故後、町担当課が保険会社と協議をしながら、損害賠償の相手方を車両所有者・運転手・同乗者の 3 件に分けて保険金の支払いに向けた準備を進めており、町の過失割合は 95%と判断された。

①車両への対応について

車両前方部分が大破し廃車となり、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項に基づく賠償額は、車両時価価格 530,000 円で、過失割合が 95%であることから 503,500 円と決定した。

よって、賠償額が 50 万円以上となることから議決案件となり、損害賠償の額を定めることについて地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により本議会において議決を求めるものである。

②運転手への対応について

事故後、近隣の病院へ緊急搬送され、診察を受け、当日深夜そのまま帰宅している。その後、接骨院への通院治療をしており、現在もまだ通院中であることから、金額は確定していないが治療関係費、慰謝料などが損害賠償の対象となる見込みである。

③同乗者への対応について

事故後、運転手と同様に近隣の病院へ緊急搬送され、診察を受け当日深夜に帰宅している。胸部を打撲しており、その後接骨院等への通院治療と事故後数日間の休業などがあり、現在もまだ通院中であることから、金額は確定していないが治療関係費、慰謝料、休業補償などが損害賠償の対象となる見込みである。

【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権）

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（12） （略）

（13） 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

（14）・（15） （略）

2 （略）

